破産手続廃止

平成２４年（フ）第５９６号
千葉県船橋市大穴南１丁目36番10号　コーポ赤塚101号
破産者　松本　晃太
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０５号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目５番16号　ビューシティＩＮＡＧＥ503号
破産者　中村眞知子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４９号
千葉県市川市大野町２丁目154番地　市川グリーンハイツ第１―101号
破産者　星　由里加（旧姓行野）
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６１号
千葉市稲毛区轟町４丁目４番10号　轟寮
破産者　原　　智浩
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９４号
千葉県市川市幸２丁目10番19号　カーサ幸106号
破産者　平塚　幸夫
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９０号
札幌市東区北７条東８丁目１番２号
破産者　有限会社一国堂本舗
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９９１号
札幌市白石区米里１条２丁目14番10号
破産者　有限会社トータル・プロジェクト
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６７８号
札幌市中央区北８条西19丁目35番地68
破産者　有限会社パーツランド札幌
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０号
茨城県坂東市辺田535番地の１
破産者　有限会社中総合設備
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３３４号
埼玉県羽生市大字下川崎432番地
破産者　グラステック株式会社
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６６号
千葉市稲毛区園生町979番地１　ライオンズガーデン稲毛園生町313号
破産者　青柳　和敏
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６８号
千葉市花見川区花見川１番９棟407号
破産者　綾部　弘之
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２７号
千葉県浦安市堀江２丁目25番４―104号　ヨシワ・ガーデン
破産者　佐藤　　充
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２１号
千葉県浦安市高洲６丁目１番９―1103号　潮音の街
破産者　今江ヨシヱ
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３９号
千葉市中央区中央３丁目13番２号
破産者　株式会社ホームエージェント
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４０号
千葉市若葉区都賀１丁目10番５号
破産者　神成　　剛
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６５号
千葉市中央区白旗３丁目８番１号
破産者　上野　一之
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
千葉県香取市虫幡1232番地
破産者　伊藤　　勝
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第５８３号
静岡県榛原郡吉田町川尻3138番地の５　松原団地６―２
破産者　亡田中榮惠相続財産
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目１番地の18
破産者　株式会社タツクラ
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０４号
名古屋市名東区藤が丘141番地
破産者　有限会社ヤマシタシステムエンジニアリング
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部